

令和6年5月

ご利用者様・ご家族様・関係者様各位

医療法人社団 弘徳会
那須訪問診療所 白河訪問診療所
TEL 0287-73-5511

2024年度 診療報酬改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の診療報酬改定にて、物価上昇に伴い医療従事者の賃金改善、人材確保の観点と、従来の健康保険証からマイナ保険証の利用が推進されております関係で、今後新たに訪問診療・再診時に加算が設定されております。

当院としましては、体制が整備されている医療機関となっておりますので、該当の患者様で算定要件を満たしている場合には、同じ治療内容でも、患者様のご負担金が、令和6年6月1日より、変わる場合がございます。何卒、ご理解ご了承ください。

これまで同様の関係各所との連携を継続しつつ、最新の情報連携サービスを利用し、患者様が在宅での療養生活を穏やかに過ごせるように努めさせていただきます。

詳細な加算の内容に関しては、当院ホームページに URL 添付させていただきますが、より詳しい内容をご確認した場合には厚生労働省の HP のご確認をお願い致します。

ご不明点、ご同意いただけない内容がある際には遠慮なくご連絡頂ければと思います。

以上

(新設加算)

・在宅医療情報連携加算 100点 月1回

* 当院を除く、5か所以上の連携機関がある場合（他医療機関、訪問看護、訪問リハビリ、居宅事業所、訪問薬剤等）

・在宅がん患者緊急時医療情報連携指導料 200点 月1回

* 末期のがん患者様が対象

・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）（1日につき）

1.初診時 6点

2.再診時 2点

3 訪問診療時

イ 同一建物居住者以外 28点

ロ 同一建物居住者 7点

・データ提出加算

50点 月1回

・医療DX推進体制整備加算

初診時 8点/月1回

・在宅医療DX情報活用加算

訪問診療・在宅がん患者医療総合管理料算定時 10点/月1回

以下は白河訪問診療所の患者様のみが追加となる項目です。

・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）8（1日につき）

イ 初診または訪問診療を行った場合 64点

ロ 再診時等 8点

*すべての患者様に上記の負担が増えるわけではなく、算定要件を満たした方のみとなっております。

2024 年度診療報酬改定概要

[001251533.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

2024 年度診療報酬会概要 在宅

[001226864.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

令和 6 年度医療 DX に関して

[001219984.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

[000992373.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

マイナ保険証に関して

[マイナンバーカードの保険証利用について（被保険者証利用について） | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

電子処方箋

[電子処方箋 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

マイナ保険証を利用した情報共有に関して

[000919901.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)